

東日本大震災で被災された方へ

り災証明書の発行について

り災証明とは、地震の災害により家屋などに被害を受けたことを証明するもので、損害保険などの請求をする場合に必要なもの。

■申請に必要なもの

・り災証明申請書

※申請書は、市民窓口課（伊奈庁舎）総務課（伊奈庁舎）、都市計画課（谷和原庁舎）、つくばみらい消防署に備えてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

・印鑑（認印可）

・写真（被害箇所が確認できるもの）

※被害箇所の写真が鮮明でない場合は、市職員が現地確認します。（証明書の発行に時間を要する場合があります）

■料金は無料です。

■注意

被害を受けた日から半年を経過した後に、り災証明書の申請をした場合は、り災証明書を発行することはできません。

問 伊奈庁舎総務課 ☎58 - 2111
(内線1215)

被災者生活債権支援制度

災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建のための支援金が支給されます。

①住宅が「全壊」「半壊（解体）」…上限300万円

②住宅が「半壊（大規模な補修）」…上限250万円

◎添付書類：り災証明書（り災程度が記載されたもの）、解体証明書、住民票、預金通帳の写し（口座確認のため）、その他必要とする書類、建設や購入にかかる契約書など

問 伊奈庁舎社会福祉課 ☎58 - 2111
(内線1153)

茨城県災害見舞金支給制度

災害により居住する住宅が半壊、床上浸水の被害を受けた世帯に対して見舞金が支給されます。

①住宅の半壊…3万円

◎添付書類：り災証明書（り災程度が記載されたもの）、預金通帳の写し（口座確認のため）

■り災程度は、市が被害状況を現地調査し、判定します。半壊程度の被害状況例としては、「屋根の全体が損傷を受け、さらに外壁のかなりの部分にひび割れ、また剥離が生じている状態」といえます。屋根の一部損壊では該当になりません。

問 伊奈庁舎社会福祉課 ☎58 - 2111
(内線1153)

市税に関する納期限の延長について

東日本大震災の被災者に対する対応の一環として、被災地（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）に住所を有する方の市税に関する申告、納付などの期限の延長を行います。

地震が発生した3月11日以後に到来する申告・納付などの期限が、自動的に延長されることとなりますが、現在のところ申告などの期限をいつまで延長するかについては未定です。今後の被災者の状況に十分配慮して延長期限を検討します。**しかし、これは税に関する申告期限や納付期限が一定期間延長される措置であり、税金が免除される制度ではありませんのでご注意ください。**

延長後の納期限には、従前の納期限分も含めて納付していただくこととなり、一度に納付していただく金額が大きくなる場合もあります。そのため、震災の被害により通常の申告・納税などが困難な方以外は、できる限り従前の納期限内での納付にご協力ください。

固定資産税、軽自動車税、市民税、国民健康保険税などの市税を口座振替で納めていただいている方につきましては、従前の納期で振替を実施する予定ですので、あらかじめご了承ください。

納税通知書に記載した納期限に関わらず、対象者については、延長後の納期限が優先されることとなりますが、コンビニエンスストアでの納付につきましては、従前の納期限を過ぎますと納付できませんので、ご注意ください。

問 伊奈庁舎税務課 ☎58 - 2111

- ・固定資産税に関すること（内線1135～1137）
 - ・市民税・たばこ税・軽自動車税に関すること（内線1132～1134）
- 伊奈庁舎国保年金課 ☎58 - 2111
- ・国民健康保険税に関すること（内線1181～1183）

震災に便乗した悪質商法や詐欺にご注意ください。

東日本大震災の被災者を狙った悪質な勧誘や詐欺行為が発生しています。

地震発生以降「屋根瓦を点検、修理してあげる」といって高額な代金を請求したり、公的機関をかたって義援金をだまし取る手口には十分注意しましょう。

【相談事例】

○自宅に「屋根工事をしないか」という業者が勧誘に訪れた。

「地震で瓦が落ちているので修理が必要だ。すぐに修理した方がいい。」といわれ、契約してしまった。高額なので解約したい。

○「被災地の復興支援の義援金として、貴金属の売却代金を寄付したい。使っていないネックレスがあったら売ってほしい」という電話がかってきた。不審。

被害に遭いそうになった、または遭ってしまったときには、消費生活センターにご相談ください。

問 市消費生活センター ☎25 - 3288